

2006年1月レポート

- 国別

タイ
マレーシア
シンガポール
フィリピン
インドネシア
ベトナム
インド
パキスタン
サウジアラビア
クエート

タイ

2006年1月ニュース

1. タイーアメリカのFTA交渉
2. コンケン大学が特許クリニックを開始
3. 医療ハーブの危機
4. F T A交渉を後押しする法
- 5.アメリカとのI P交渉に頑な態度をとっているタイ
6. 医療協議会がアメリカの動きに動揺

1. タイーアメリカFTA交渉

(ネイション、タイ、2006年12月、
バンコクポスト、ホームニュース欄、3頁、タイ、2006年1月14日)

アメリカとの自由貿易交渉において知的財産権を協議しているタイ側交渉担当者は、本件に係る専門事項を理解する助けとして独立のエキスパートの参加を要求した。タイ側交渉団がエキスパートの参加を要求した理由は、アメリカ側交渉団がその専門性を持っている場合、タイは敗北を喫することになると恐

れているためである。

協議に参加している関係者によれば、知的財産権交渉の代表団は、交渉を見守るエキスパートの参加を政府が認めるべきであると提案した。しかしながら、同関係者によれば、参加者中の代表者のみがミーティングルームの席につくことが許されるべきであるといこれまでタイ側が主張してきたことから、その提案は拒絶された。

アメリカは、特許および商標保護を含む知的財産権法のエンフォースメントに関して、より厳格になるようタイに要望している。さらに、タイが高価な医薬品を買わなければならない期間が延長されるとも解されるような、医薬品の特許期間を20年から25年へ延長することも要求している。

また、情報筋によれば、アメリカは米国のバイオ技術や遺伝子工学関連企業の利益を確保するような生物(living organism)特許を許容することもタイ政府に求めているとのことである。

二日間がすぎ、知的財産交渉の進展がほとんどないまま、アメリカ交渉側は与えられたタイトな時間枠の中で、自由貿易(FTA)交渉を如何に進めるかについてワシントンの専門家と相談する必要があると述べた。

米国通商代表補でアメリカ交渉団長であるバーバラ・ヴィーゼル(Barbara Weisel)氏は、交渉団は春までにタイとのFTA協定の結論ができるように顕著な進展を図りたいと語った。また、「我々は、多くの分野で進展を見たが、まだやるべきことがたくさん残っている。」とも語った。

ヴィーゼル氏は、特別な作業計画と膠着点を解決する糸口を策定するために、ワシントンにいる上司であるロバート・ポートマン氏に相談する必要があると語った。本交渉に反対する大規模な抗議活動が、チェンマイでの1週間にわたる交渉を妨げ、アメリカ交渉団の団長と75人のチームが、バンコクの国会議員、学者、地元薬品製造業者および市民団体とのミーティングを持つことになった。

ヴィーゼル氏は、協定が医薬品の値段をつり上げることになるというFTA反対者の意見は誤解であることを説明し、本問題はHIV/エイズを持つタイ人および他の患者の福祉に影響を与えるものであり、真剣な議論に値するものであると語った。

アメリカは、アメリカ医薬品に対して20年間の特許保護に更なる5年間の保護と、政府使用の医薬品への強制実施権の制限および並行輸入の制限または取消しを要求している。ヴィーゼル氏は、アメリカは、HIV/エイズ患者の援助として、タイ政府に年間1,200万ドル(4億7,450万バーツ)を提供してきたとし、「我々は、このような努力を削減するようなものをFTAに含ませるつもりはない」と述べた。

2. コーンケン大学が特許クリニックを開始

(クルンテップツラッキ, イノベーション欄, 12頁, タイ, 2006年1月16日)

コーンケン大学で開催された技術とイノベーションの展示会で、アカデミックサービスセンター長は、特許登録支援クリニックは特許登録の指導だけでなく知的財産情報の提供も行うであろうと語った。

3. 医療ハーブの危機

(バンコクポスト, ホームニュース欄, 4頁, タイ, 2006年1月23日)

調査結果によれば、タイでは、大きな疾病の治療に使用されている数種類の医療ハーブが絶滅の危機に直面していることがわかり、公衆衛生省は、ハーブ植物の保護計画を強化している。

絶滅の危機リストに最近載せられたハーブはモック・ボー・ワイ(mok bor wai)であり、肝臓癌やマラリアへの投薬に使用可能な物質を含有していると考えられている、と公衆衛生省ピニジ・ジャルソムバット(Phinij Jarusombat)氏が語った。

昨日、長官と上級衛生官は、タイハーブの最後の生息地をいわれているノンカイのポンピサイ地区にある森林(community forest)を訪れた。

モック・ボー・ワイ(ドロセラ)は、炎症を和らげる物質フラボノイドを含有していることが科学者により発見されており、ブラジルの植物種が、癌治療に有効な物質を包含していることもわかっている。タイの伝統的な医療専門家は、モック・ボー・ワイが、タイで年間約12,000人死亡する肝臓癌によって引き起こされる - 過剰な水分の摂取から来る腫れ上がり - 水腫の治療に使用できることを発見した。

モック・ボー・ワイのようなタイハーブおよびその他の伝統的な治療をより良好に保護し、持続的な使用を実現するため、同省は、伝統的医療の知的財産権保護のための法律を策定した。

公衆衛生省副事務次官マニット・テーラタンティッカノン (Manit Theeratantikanon)氏は、本年末に発効を予定している本法は、伝統的なハーブの医薬処方、ハーブ医薬の一般的知識および個々の処方に知的財産権を与えるものであると語った。当該医薬品の使用者は5%以下にすぎないが、同省は、この数字が10年以内には300万人から2,500万人に増大すると期待している。

4. F T A交渉を後押しする法

(ネーション、ビジネス欄、4 B頁、タイ、2006年1月25日)

法律の専門家によれば、数年前に世界貿易機構（W T O）協定を支持するための二法を施行したように、政府はタイ - アメリカ二国間自由貿易協定（F T A）を支持する新たな法律を施行しなければならないかもしれない。

W T Oルールへの政府義務の一部として、政府は、関税規則とW T O運用管理のための二法を導入した。

匿名情報によれば、一般的に政府が国会承認を求めなければならない問題としては3つの状況が存在する。第一は領土や国境に関する問題、第二は国家の統治管轄に関する問題、第三は国会での法による履行が必要なものである。情報筋によれば、タイ - アメリカF T Aは、第三の領域にかかるものである。

タイがすでに実施した以前のF T Aと違い、計画中のタイ - アメリカF T Aは、商品への関税廃止より広い範囲を含む。例えば、以前のタイ - オーストラリアF T Aは関税廃止だけであって、法改正は必要としなかった。

しかし、アメリカとのF T Aは、タイがいままで交渉した最も複雑な二国間貿易協定である。知的財産保護とともに貿易および投資にまで及ぶから、政府はタイ - アメリカF T Aに対応するための法改正を行わなければならない。例えば、この協定では、投資家があるケースにおいて、政府に対して訴訟を提起することが可能である。

タイ - アメリカF T Aが、知的財産条項や投資規則に係る内国法を変更する必要が生じた場合、政府はその新法のための国会承認を求めなければならないかもしれない。しかしながら、情報筋によれば、その交渉が終了していない現在は、予想することが難しい。

5. アメリカとのIP交渉に頑な態度をとっているタイ

(デイリーインターナショナルパーマアラート、2006年1月25日)

二国間自由貿易協定（F T A）に関して両国は交渉を継続しているが、タイは、アメリカからのより厳格な知的財産保護要求に対して頑なスタンスを取っている。アメリカがTRIPsよりタフな新知的財産法を要求していると思われるため、タイの反対は、最近より強くなっている。

報道によれば、アメリカ通商代表は、20年の特許期間に加え5年のデータ独占期間と強制実施権の制限を要求している。しかし、タイ代表は「ジェネリック」医薬品アクセスの弊害になる恐れがあるとして、TRIPsを超える合意は拒否している。

タイの関心事項は、HIV/AIDSの治療プログラムである。タイは、最近、エイズ患者へのユニバーサルフリー坑レトロウイルス（ARV）治療を世界で最初に提供し始めた。この取り組みは、政府によるHIV/AIDS特許医薬品の安価なコピー品の生産によって可能となった。タイには、約57万人の患者がいる。

アメリカは、新しいIP制度でもこの枠組みを許容することを強調しており、より厳格な特許法により、国は長期間に渡って革新的な医薬品へのアクセスが良好になるであろう、と政府高官と付け加えている。猛反対で交渉を迎えた一般大衆が納得していないのと同様に、タイ交渉団もアメリカ側の主張に納得していないようである。

6. 医療協議会がアメリカの動きに動揺

(ネイション、ローカルニュース欄、2A頁、タイ、2006年1月31日)

医療に対するIP保護の要求は、医療倫理に反すると協議会会長が主張している。医療にも知的財産保護が適用されるとのアメリカ貿易交渉団の要求は、医療倫理に反するとタイ医療協議会会長が語った。

協議会メンバーは、今月初めの自由貿易交渉中に出されたアメリカの要求であるヘルスケアへの適用に関して来週にも協議し、タイ交渉団へ伝達する、とソムサック(Somsak)氏は語った。第7回ラウンドテーブル期間中の交渉に取上げる前に、チームメンバーが医療専門家のアドバイスを聞き入れるよう希望した。

要求の中で1月初めにアメリカがタイへ提出したものは、診断、治療、手術にかかるイノベーションに関して、アメリカの許可なく模倣することのないように、アメリカ医療企業を保護するための特許規制を要求したものである。その要求は、タイ医療専門家をいら立たせた。

すべての医療革新は、ある会社に独占を許すのではなく、むしろ自動的に共有の財産にすべきであるとソムサック氏は語った。さらに、医療行為にかかる特許規制は、医療科学と医者 の技能開発の妨害となると付け加えた。

タイの患者は、バイオ技術の世界的リーダーであるアメリカの企業によって特許化されている幹細胞治療のような最先端治療を受けることができなくなるかもしれないと語った。

「タイ交渉団のメンバーは、数少ない産物に対するGSP貿易の利益と公共衛生とを取引する前に、再度考えるべきである。」「GSPは数年で終了するだろうが、特許は永遠と存続するかもしれない」と彼は語った。

マレーシア

2006年1月ニュース

1. DVD海賊版のハブ、ジョーホー(Johor)

(ネーション、地方ニュース欄、5A頁、タイ、2006年1月5日)

南マレーシア州ジョーホーは、オンラインによる海賊版およびポルノDVDの温床となり、シンガポールのコーズウェイ(Causeway)の客にまで提供する数万リングットの産業になった。不法ディスクのシンジケートは、シンファ(Xinhua)新聞のボックスビデオゲームやプレイステーション2ゲームと同様な海賊版DVDを提供するウェブサイトを立て上げた。

顧客は、取得可能な最新版を調べる調査機能を持ったウェブサイトへパスワードを使ってアクセスするというように、シンジケートは、ショッピングコンプレックスおよびハイパーマーケットから離れたところで運営している。

政府の執行職員は、海賊版ディスク取引を完全に壊滅させるために努力をしている中で壁に直面してきている、と国内取引・消費者行政委員会委員長ケーエス・バラクリシュナン(KS Balakrishnan)氏が語った。また、ユニット長のファーマット・カシム(Fahmit Kasim)氏によれば、去年は、国全体で830万リングット以上の相当する100万枚以上の海賊版DVD、VCDおよびCDが3,096の家宅捜査で押収されている。

2. マレーシアがDVD海賊版へ一斉攻撃

(ガーディアンアンリミテッド、2006年1月18日)

マレーシア当局は、二つのDVDおよびビデオCD(VCD)の海賊版集団を壊滅し、30人を逮捕、3,600万リングット(540万ポンド)相当の9台の複製機械を差押えた。これは、深刻な著作権侵害国としてアメリカの監視国リストに国が位置付けられた、ハリウッド、香港および地元映画の違法コピー大規模取引に対する今年のマレーシア最大の差押えである。

メジャーなハリウッドスタジオの利益を代表するロビーグループであるアメリカ映画協会の助けを借りて、昨日首都クアラルンプールの工場での二つの家宅捜査を行い、差押えと逮捕をすることができた。

大規模な政府の取締りにもかかわらず、マレーシアには繁盛している海賊版VCD工業が存在する。海賊版映画は、域内の他国へ輸出されるとともに地元

でも販売されている。海賊版映画は、ショッピングコンプレックスで公然と売られており、一枚10リンギット(1.5ポンド)程度で屋台でも販売されている。

3. BSAは、シングルプラットフォームに警鐘を与えた

(ニューストリートタイムズ、マレーシア、2006年1月23日)

ビジネスソフトウェア協会(BSA)は、国内ソフトウェア産業の活性化を図るためのオープンソースソフトウェアの適用をサポートしてきた政府に対して、より慎重なアプローチを取るようにと圧力をかけた。

ソフトウェア政策(アジア)役員のゴー・セオウ・ヒオン(Goh Seow Hiong)氏は、政府が特定のソフトウェア開発モデルを推奨することが、必ずしも望ましいエンドユーザー利益として還元されているか注意深く審査する必要があると語った。

ゴー氏によれば、政府は、特定のソフトウェア開発モデルを推奨するよりも、その国のバックグラウンドに基づき構築した国内ソフトウェア産業を開発し、潜在的な競争力による利益を考えるべきである。

BSAによれば、実際、サービス指向のビジネス分類にあるソフトウェア会社は、オープンソースと商業的ソフトウェアアプローチの両面に基づき支援と専門サービスを提供することができる。

ソフトウェア産業は、幅広く、在庫がありすぐに入手可能な商品、カスタマイズ可能な製品、カスタム製造製品および組込みソフトウェア製品に区分けされる。大半の顧客が日常的に使用するソフトウェアソリューションは、在庫がありすぐに入手可能な商品である。

大手の組織では、自らのビジネスオペレーションに合うように仕立てられたカスタマイズ可能な製品を使用している。極めて特化された要求に対しては、ソフトウェア製品は顧客のためにカスタム製造することが可能である。組込みソフトウェアソリューションは、典型的には、ハードウェアの革新と連動して創造されるものである。

シンガポール

2006年1月ニュース

シンガポールでは、ソフトウェア詐欺師を投獄

(ZDネットUK, 2006年1月11日)

シンガポール裁判所は、マイクロソフトのソフトウェア不正コピーを販売したことで有罪判決を下し、大学生を四ヶ月の投獄に処した。

アンチョンテック(Ang Chiong Teck)、26歳、コンピュータサイエンス専攻の学生は、香港から不正なマイクロソフトのソフトウェアディスクを1枚当り約80シンガポールドル(28ポンド)で輸入し、正規商品販売価格より30%安価な180-320シンガポールドルで純正ソフトウェアとして再販した。

高品質のパッキングや信頼性についての偽証明書を含む偽造品は、「ほとんど真正品との区別がつかない」と報告されている。顧客が、そのソフトウェア購入登録や最新版をダウンロードするのに必要な電子コードが欠如している、とマイクロソフトに苦情を提出したときに始めて詐欺行為が発覚した。

「このような特殊なケースでは、マイクロソフトが一般からの苦情を受け、シンガポール警察に事実を報告し捜査を依頼する」とEメール中で声明を出している。「この特例なケースは、知的財産権を尊重しない不誠実な個人に強いシグナルを送ることになる。我々は、シンガポール当局を支援し、緊密に行動することで完全に合意している」

<cite>The Star</cite>によれば、アンは9月に逮捕され、2万シンガポールドル(7千ポンド)以上に相当する不正ソフトウェアコピー100枚が押収された。彼の処罰は、アンがシンガポールのナンヤン技術大学での試験を終了することができるように12月まで延期された。

シンガポールは、アメリカとの自由貿易協定に調印後、2005年初めに、知的財産法が強化されたところである。

フィリピン

2006年1月ニュース

1. IPR裁判所
2. まもなくアメリカがフィリピンのIPR遵法性に裁定を下す
3. テレビオペレーターに対する反海賊法
4. マカティ、クバオでネット海賊版ソフトウェアとポルノアニメの家宅搜索
5. 注目される知的財産スクール

1. IPR裁判所

(ビジネスワールド、2006年1月3日、INQ7.net、2006年1月7日)

最高裁判所が、暫定的に知的財産権侵害を専門に扱う特別裁判所を作ること
を延期した決定は、アメリカ通商代表部(USTR)のIPR侵害国リストから
フィリピンを除外するレビューには影響しないだろうと知的財産庁(IPO)
幹部が昨日語った。

「財産権問題に関する裁判所人事の特別化プロセスはすでにスタートしたの
であるから、最高裁の決定は我々の機会に影響しない」とIPOのアドリアン・
S・クリストバル(Adrin S. Cristobal)長官がインタビューに答えた。USTRは、
フィリピンが最新のスペシャル301条レポートの優先監視国リストから除外
されるべきか否かを決定する周期外(out-of-cycle)レビューを行っている。

リストに含まれている国々は、知的財産保護を信頼している人々に対して、
適切なレベルの保護、エンフォースメントまたはマーケットアクセスが用意さ
れていない国である。

最高裁判所は、近時、判事や裁判所スタッフに知的財産の特別トレーニング
を行う知的財産庁(IPO)の案を承認した。IPOは、最高裁の判事、職員、法律
調査官、速記者、その他の人に対して継続的トレーニングを提供する役割を担
っているSCフィリピン法律学校(PHILJA)を通してトレーニングを導入
する予定である。

クリストバル長官は、IP特別裁判所は多くのIPケースについて国の取扱
いを強化するために必要であると語り、同長官はアメリカのIP侵害監視国リス
トからフィリピンを削除するためのステップを以前から取ってきているとして
いる。

2. まもなくアメリカがフィリピンのIPR遵法性に裁定を下す

(ビジネスワールド、2006年1月4日)

アメリカ政府は、知的財産法に関するフィリピンの遵法度について周期外(out-of-cycle)レビューを月内にも実施する予定である。大使館報道官マッシュ・ルッセンホップ(Matthew Lussenhop)氏は、継続的レビューのため、昨年11月にアメリカ通商代表部(USTR)および商務省職員がマニラを訪れたと語った。

知的財産庁のアドリアン・S・クリストバル長官は、周期外レビューは、通常、1月か2月に行われ、フィリピン政府は、レビュープロセスの一部として、USTRにコメントを提出したと語った。ルッセンホップ氏は、最高裁判所が知的財産権裁判所設立を否決したとしても、リストから削除される良い機会であろうと語った。アメリカ政府は、違反者に対する有罪判決と同様に効果的なIPRのエンフォースメントに関心があると語った。

IPR違反事件を専門に取扱う特別裁判所を創設することは、国の有罪判決を増加させる支援推奨策の一つである。アメリカ投資家は、IPR事件の訴訟および犯罪者の有罪判決をスピードアップさせるそのような裁判所の設立を要求してきた。

フィリピンは、昨年、アメリカ優先監視リストの段階2に位置していた。周期外アセスメントがアメリカ政府によって年間レビューの形で実施されている。IPR関連について問題がある52の国と経済地域をリストしたアメリカの2005年報告書の中で、年7,500万ドル相当の貿易取引を行った「優先国」としてウクライナを挙げた。

産業、地域統合、持続的開発を奨励するために、輸入品に対して課税免除や税率削減する制度がフィリピンのような開発途上国に与えられているが、優先国のカテゴリへ格下げされることは、米国の一般特惠措置(GSP)制度にシビアな意味合いを持つことになる。

現在、少なくとも1,500件の知的財産権違反の事件が法務局に継続中であり、そのほぼ半分が棄却されたものか出訴されたものである。

3. テレビオペレーターに対する反海賊法

(BBCモニタリングメディア、2006年1月11日)

110のケーブルテレビ会社に代表して、アジアケーブル&衛星放送会社がマグインダナオ・スカイケーブル(Maguindanao Skycable)を相手どり、12件の

新たな著作権侵害訴訟を行った。

コタバト(Cotabato)南部フィリピン市に拠点を置くマグインダナオは、不法に入手、伝送している著作権保護されたプログラムに対して、国家知的財産権調査局が9月に家宅捜査を行ったいくつかのケーブルテレビの一つである。

カスバア(Casbaa)は、マグインダナオが家宅捜査後も許可なくエアケーブルチャンネルを継続していると主張している。

団体は、チャンネルA X N , CNN Intl.、カートンネットワーク、ディスカバリーチャンネル、ディズニーチャンネル、ESPNスタースポーツ、HBOアジア、MTVアジア、ナショナルジオグラフィック、スタームービー、スターワールド&スタースポーツを代表して司法省へ訴状を提出した。

カスバアCEOのサイモン・ツウイストン・デイビス(Simon Twiston Davies)氏は、昨年のTV海賊行為への支出として、フィリピン政府は約4,000万ドルの損失を被ったと語った。

フィリピンケーブルテレビ協会は、ケーブル信号の海賊行為を削減することで、国の受信者数を容易に倍増可能であると語った。150万の支払い受信者の一方で、推定50万が不法接続を行っている。

4. マカティ、クバオでネット海賊版ソフトウェアとポルノ漫画への家宅捜索 (INQ7ネット, 2006年1月25日)

マカティ、クバオ、ケソン市で行われた最近の政府による家宅捜索で、1,400万ペソ相当の海賊版ソフトウェアやポルノ漫画映画を含む約6,000枚のCDを押収したと光メディア評議会(OMB)が発表した。

OMBの代理人であるフィリピン国家警察(PNP)刑事捜査検証グループの反海賊および商業刑事局は、マカティ市グロリア2とグリーンベルト1の書店フィルバー支店およびクバオケソン市アリモール(AliMall)のプロコン・コンピューターセンター(Pro-Con Computer Center)支店を家宅捜索した。

OMB - PNPの共同作業は、国の知的財産権の意識付けと海賊行為抑制キャンペーンであるフィリピン人の反海賊版チームの一部である。

昨年以來、OMBは店舗オーナーを提訴したり、海賊商品の供給源としてよく知られているモールのオーナーに文書による警告書を送付したりしてきた。ライセンスされたソフトウェアの使用を推進している非営利組織のビジネスソフトウェア協会(BSA)は、政府の努力を賞賛した。

5. 注目される知的財産スクール (ビジネスワールド, 2006年1月31日)

ジュネーブに拠点を置く世界知的所有権機関（W I P O）とフィリピン知的財産局は、今年中頃、国内実務者のためのトレーニングスクールを開校する予定である。

I P アカデミーと呼ばれるこのスクールは、マカティ市のI P フィリピンメインオフィスの一フロアーに設けられる。初期は、W I P O およびI P フィリピンによって財政的支援が行われ、将来は、自立組織となることが描かれている。

新聞報道の概略では、I P O フィリピンのアドリン・S・クリストバル・ジュニア長官は、I P アカデミーは、I P に関して国として初めてとなる教育、訓練および研究センターである。特に、I P アカデミーは、トレーニングプログラムを通して、学術研究開発(R&D)、中小企業(SMEs)、ビジネス関係者、I P 利用者および権利保持者にI P の意識付けおよび知識を向上させることを目標としている。

これは、また、継続的なI P 実務家への教育、トレーニングを提供し、大学および個人実務家とのパートナーシップやネットワークを開発し、基礎と第二段階の教育にI P を包含することを促進し、I P に対する一般の認識を促進する情報材料を開発し、I P への研究を導入し、I P に対する国の法的および政策的なインフラ改革を行う政策研究能力を構築する。

スタートに際して、クリストバル長官は、トレーニングスクールはフィリピン法律アカデミーと協力することにより、判事がよりI P 法に慣れることになると語った。また、現在、多くの会社では、約3分の2の財産がR & Dの結果である無体財産であるとも語った。

東南アジア地域を管轄するW I P O シンガポール事務所長ロウエナ・S・パギオ(Rowena S Paguio)氏は、現在、W I P O はI P の草の根プログラムの展開をより積極的に行っている。昨年、シンガポールに地域事務所を設立する前は、大半のW I P O プログラムがジュネーブ本部によって展開されてきた。

S . A . サンティアゴ&サンティアゴ法律事務所の知的財産権コンサルタントおよび実務者でパートナーである弁護士ジョセフィンR . サンティアゴ氏は、現在の状況として、国内では全般的にI P に対する認識が欠如していると述べ、チャレンジすべきいくつかの中には、I P 事務所における特許出願データベースの欠如が含まれ、上級教育委員会には、モデルとなる方針ガイドラインがないことも含まれているとしている。

インドネシア

2006年1月ニュース

1. 著作権と独占権にかかる法律
2. スカウトは、海賊版ソフトウェアを使用しないことが必要である
3. NGOがソフトウェアの著作権侵害との戦いを援助
4. ヨーロッパが著名ブランドに関する政令の草案作りに協力
5. 当局、海賊本の摘発は出版業者から
6. デュポン (Du Pont) の特許侵害の訴え却下される

1. 著作権と独占権にかかる法律

(スアラペンバルアン、6ページ、インドネシア、2006年1月8日)

今日、機械的な(Mechanical)権利とパフォーマンスにかかる権利の双方への侵害として、音楽著作権に多くの侵害が発生してきた。インドネシアでは、今日、知的財産権 (I P R) の一部である著作権の保護および法のエンフォースメントがシリアスな問題になってきた。その理由は、インドネシアが、著作権を含めた I P R 侵害の優先監視リストに国際的に含められてしまったためである。

パフォーマンス (演奏) 権の分野では、事実、多くのビジネスパフォーマ (演奏家) が存在するが、そのビジネス活動 (ユーザー) において、レストラン、カフェ、カラオケ、ホテルなどでの音楽の利用について著作者や著作権所有者にまず許可を求めることをしていない。

音楽著作権所有者としてのインドネシア創作基金 (Indonesian Creation Work Foundation) から得たデータによれば、特に演奏権分野では、ジャカルタの少なくとも 30% のユーザーが著作者または/および著作権保持者の許可無く使用していることが知られている。

直面している問題は、大変一般的なものであり、即ち、他人の歌を演奏したり歌ったりすることに対し著作者や著作権所有者の許可を求めたり、ロイヤルティを支払う必要がないと思うエンターテインメント興行主である。カセット、CD または VCD を購入すれば、著作者や著作権所有者にそれ以上拘束されることなく興行活動に使うことはフリーであり、その活動においては、それを使用し、また、ときには他人の作品を使用して興行主がエンターテインメントを売っている。

その発生原因は、法律の理解不足、他人の創作への評価に対する認識不足であり、歌謡、音楽に対する著作権侵害への法のエンフォースメントを含めて成熟することが必要である。

また、通常、ホテルの部屋、電車、飛行機、飛行場やその他の場所において使用されるテレビを介して演奏行為や音楽利用が実行されている。それらは、放送局の責任のように思える。

著作権所有者が放送局に供与したものは、音楽や歌謡曲を案内する許可やライセンスであったという事実がある。その結果、放送局が、法律的な義務として、著作者や著作権所有者に許可や演奏ロイヤリティの支払いを求めなければならないという著作権法に従って関連興行主へ権利を与えなかった。

2002年法律第19号によれば、著作権は、著作者または著作権所有者のみに作品を公表し、増幅させる権利が与えられることを意味する独占権である。従って、著作者または著作権所有者からの許可無く元々利用できる者などは他にいない。

その他の者とは、ホテル、病院、モール、ショッピングセンター、販売ビジネス、サロン、スパ&フィットネス、レストラン、パブ、カフェ、カラオケおよびディスコ、交通手段、駅、デジタル伝送、映画、放送、イベント、チケット販売のバックグラウンドミュージックおよび他のような商業活動或いは商業活動に関連したものへ音楽創作作品を利用する人のことである。

2. スカウトは、海賊ソフトウェアを使用しないことが必要である

(シュアラペンバルアン, 15頁, インドネシア, 2006年1月13日)

スカウトムーブメント世界協会(WOSM)事務総長エドゥアド・ミッソニ(Eduardo Missoni)博士は、スカウトに海賊ソフトウェアを使用しないように、また、どこにいても常に法に従うように要望した。ミッソニ氏によれば、有効な法に従うことは、常に実行しなければならないスカウトの義務である。法に従って行動すべき多くのものがあり、その一つが海賊ソフトウェアを買わない、使わないということである。

ジュネーブにあるWOSM事務局は、自由に取得可能なオープンソースソフトウェアを使用しているとミッソニ氏は語った。また、必要なスカウト組織に分配する各種のフリーソフトウェアも用意している。海賊版ソフトウェアを使用したスカウトがいれば、スカウトのイメージに損害を与えるばかりでなく、関連スカウトにもマイナスの影響を与える。なぜなら、多額の罰金を支払わなければならないためであるからだと言った。

3. NGOがソフトウェアの著作権侵害との戦いを援助

(ジャカルタ・ポスト・ニューズペーパー、インドネシア、2006年1月18日付)

国家警察はコンピューターの著作権侵害対策への新しい盟友を得た。非営利団体であるビジネス・ソフトウェア・アライアンス(BSA)は、12月に警察がソフトウェアの著作権侵害で22人を逮捕し摘発するのを助けた。

BSAは火曜日に、容疑者の一人にはジャカルタのコンピューター組立工場の従業員が含まれると発表した。彼は幾つかのソフトウェアプログラムをコピーし、後に業務用の242台のコンピューターにそれをインストールしたと、同団体は述べた。

同団体はまた、昨年、人々がソフトウェアの著作権侵害を報告できるような電話ホットラインを開設した。

「どのような苦情や報告であっても、我々の調査チームによって追跡調査される。もしその苦情が正当なものであれば、警察が法的手段をとる前に、我々の名で侵害者に警告をする。」BSA法律顧問のジュスティシアリ・パダナクスマ(Justisiari Perdanakusuma)氏は国家警察本部での会議の後に述べた。

4. ヨーロッパが著名ブランドに関する政令の草案作りに協力

(ビジネス・インドネシア、2006年1月19日付)

インドネシアは著名ブランドに関する政令の草案作りで、ヨーロッパの商標事務局のアドバイザーより協力を受ける。

司法人権省(Department of Justice and Human Rights Affairs)の知的財産権理事会のブランド・ディレクターのエマワティ・ジュナス(Emmawati Junus)氏は、部内での草案審議は終了し、最終案を待っている状態であることを明かにした。「インドネシアは政令の草案づくりでヨーロッパからの協力を得ている」とエマワティ氏は語る。

政令は、著名なブランドの所有者の保護と、他の人々が類似したブランドをブランド事務局(Brand Office)に登録するのを防ぐため、大変重要であると彼女は付け加える。

これとは別に、インドネシアの知的財産権協会の会長、グナワン・スリヨムシト(Gunawan Suryomurcito)氏は、政府のプランを歓迎している。「政令により、そのブランドが著名かどうかの判断を下す際、法を執行する立場と認識を共有することができる。」

WIPOによれば、著名ブランドは既に長期にわたり使用されており、広範囲に流通し、ある特定の分野で人々に認識され、広範囲にプロモーションされ、数々

の国で既に登録されているものでなければならない。

5. 当局、海賊本の摘発は出版業者から

(オーガニゼーション・オブ・アジア・パシフィック・ニュース・エージェンシー、
2006年1月23日付)

司法人権省のハミド・アワルディン (Hamid Awaluddin) 大臣は、インドネシアの海賊本を摘発する場合は本を不正に複製している元締めから始めねばならないと述べた。「路上で本を売っている者は単に末端の業者として売っているだけなので、彼らを摘発しても意味がない。」ハミド大臣はアジア著作権のガイドラインに関するセミナーで述べた。

ハミド大臣は、海賊本摘発の際、同省の調査官の中にはインドネシア出版業協会(Ikapi)も含まれるだろうと述べた。大臣はIkapiを訪れ、海賊本出版業者のデータを提供し、さらに、同省はその情報に対してフォローアップの対策を採る。

「Ikapiは海賊行為を調査する人材と権限を持たない。しかし我々にはそれがある。私はデータを提供し、Ikapiに挑戦状を突きつけた。」と彼は述べた。インドネシアの野放図な海賊行為はこの国を世界の出版業者からの厳しい監視の下に置くことになった。

米国通商代表部は2001年よりインドネシアを優先監視国リストに入れている。「これはインドネシアの著作権の侵害額が大きいからだ。特に、書籍、映画、音楽でそれがひどい。」とハミド大臣は言う。

政府はすべての地域で著作権の周知化を図るための催しを毎年国内外の団体と協力して開催し、特に著作権の侵害行為をやめさせるために必要な手段を講じてきた。

知的財産権局局長もこの問題の周知化を図った。Ikapi議長のマクフディン・ウィラヤ・アトマジヤ (Makfudin Wirya Atmaja) 氏は司法人権省が海賊本の摘発をすることを歓迎し、協会は海賊行為に関するデータを提供すると言った。

「Ikapiは海賊本の取締りについて大臣と考えを同じくする」とマクフディン氏は述べた。

6. デュポン (Du Pont) の特許侵害の訴え却下される

(ビジネス・インドネシア、2006年1月26日付)

米国系の会社であるイー・アイ・デュポン・デ・ネモス・アンド・カンパニー (E.I. Du Pont De Nemours and Company) はメチル・メツルフロン (methyl metsulphuron) をベースに使用した除草剤産品の特許侵害の件で、ピーティエー・プロビオ・インターナショナル・ケミカルズ (PT Probio International Chemicals)

から、1,000万米ドルの賠償金を受けることに失敗した。

この特許を受けた除草剤は、ヤシの木、コーヒー、ココア、ゴムやオレンジのようなプランテーション用の作物の除草に効き目がある。

ジャカルタ商務裁判所の法廷は、デュポン側の争点が不明であるとして、彼らの要求を認めなかった。「被告人がどの特許を侵害したのか明確に述べられていない。それゆえ、裁判所は原告の要求を認めるわけにいかない」と、裁判を司ったエディ・チャヨーノ（Edy Tjahyono）首席判事は述べた。

裁判で証人から与えられた情報によると、メチル・メツルフロンの特許はパブリックドメインとなっていることが判明したと判事は言う。法廷はまたデュポン社に訴えの内容を変更するか、最高裁に上告するかを選択を与えた。

裁判の後、デュポンの代理人であるアリ・オクシ・マービアント（Ali Oksy Murbianto）氏は、まず依頼人と相談してから対応を決めたいと述べた。一方、ピーティール・プロビオ・インターナショナル・ケミカルズの代理人オーガスティナス・パヨン・ドシ（Agustinus Payong Dosi）氏は判決に満足していると述べた。

オーガスティナス氏によれば、この判決により、消費者はBiofuron WDG 20製品を購入するのをためらう必要はなくなった。デュポンは、ピーティール・プロビオ・インターナショナル・ケミカルズに対して、ピーティール・プロビオがデュポン社のメチル・メツルフロンをベースにした除草剤の特許を侵害したとして、1,000万米ドルの損害賠償を求める訴訟を起こしていた。

ベトナム

2006年1月ニュース

1. ベトナムの商標登録増加
2. 折りたたみ式ハンモックの特許取り消しの訴え、却下される。
3. ベトナム、知的財産権ブリュッセル条約に加盟
4. ベトナムの各省、知的財産権保護のプログラムを発進

1. ベトナムの商標登録増加

(タイニュースサービス、2006年1月10日付)

国家知的財産局 (NOIP) によると、昨年ベトナムで発行された商標は著しく増加し、使用権の設定が530件、所有権の譲渡が811件登録された。

2005年には合計21,000件の登録済商標が使用許諾された。

NOIPは12万件の商標に排他的保護の権利を与えているが、そのうち3万件はベトナムの企業体が所有している。しかし、特許については、ベトナム企業は知的財産局に登録された全特許の5%を占めるにすぎない。

2. 折りたたみ式ハンモックの特許取り消しの訴え、却下される。

(サイゴンタイムズデイリー、2006年1月13日付)

ベトナムの知的財産局は、ホーチミンに本拠を置くベトナム系のハンモック業者トゥルオン・ト (Truong Tho) が求めていた競争相手のデウイ・ロイ (Duy Loi) に付与された折りたたみ式ハンモックの工業意匠特許の取り消しを却下した。

年初に発表された声明では、知的財産局の次長ホン・バン・タン (Hoang Van Tan) 氏によれば、トゥルオン・ト社から提出された証拠は、デウイ・ロイの特許を受けたデザインが、その特許付与以前から生産されていたものと類似していることを示すには不十分であった。トゥルオン・ト社が証拠として提出した写真には日付がなく、現在デウイ・ロイが所有しているデザインが以前から存在していたことを示すには証拠として不十分であると述べた。

知的財産局の決定を受け、トゥルオン・ト社のニュエン・ディン・ト (Nguyen Dinh Tho) 社長はこの戦いを継続し、同社と市内の他の8つの折りたたみ式ハンモック業者はこの問題を再考するよう知的財産局に訴えたと述べた。

この訴えには、ベトナムの監督査察ジョイント・ストック・カンパニー（ヴィナコントロール）（Vietnam Superintendence and Inspection Joint Stock Company）（Vinacontrol）がトウルオン・ト社の主張するハンモックが国の南部で1990年以前に存在していたとする検査結果が含まれている。

3. ベトナム、知的財産権ブリュッセル条約に加盟

（*タイニュースサービス、2006年1月16日付*）

ベトナムは本日（2006年1月12日）ブリュッセル条約の加盟国となると、文化情報省（the Ministry of Culture and Information.）の文化芸術著作権局（CACD）の長官、ヴ・マン・チュ（Vu Manh Chu）氏は述べた。

ブリュッセル条約は、放送媒体を、符号化したプログラム信号の不正配信から保護するため制定された。

2005年12月12日までに、28カ国がブリュッセル条約に署名したと、ハノイの記者会見でチュ氏は発表した。

ベトナムは知的財産権に関する3つの国際条約の署名国となった。そこには、文学、芸術、科学作品の作者の著作権を保護するベルヌ条約、音楽レコードの不正な複製から製作者を保護するジュネーブ条約が含まれる。

ベトナムは実演者、音楽レコード製作者を保護するために策定されたローマ条約に加盟する準備を進めている。ベトナムは世界貿易機関に加盟した後、知的財産権に関連した経済問題を統括するTRIPS条約に署名する予定である。

CACDと出版局（Publication Department）は2006年から2010年にかけての“出版行為のロイヤルティーに関するアシスタンス”（"Assistance on Royalties for Publishing Activities"）の草案作成を終了した。この草案の見込みによれば、2,250の文芸作品の著作権がベトナム語への翻訳のため確保される。

4. ベトナムの各省、知的財産権保護のプログラムを発進

（*BBC モニタリング アジア・パシフィック 2006年1月22日付、*

タイ・ニュース・サービス 2006年1月24日付、

ベトナム・ニュース・エージェンシー・ブルティン、2006年1月25日付）

2006年から2010年にかけての知的財産権保護のプログラムが、1月19日、ハノイで6省の間で合意に達した。これらの6省は、財務省、貿易省、文化情報省、科学技術省、環境資源省、農業僻地振興省である。

プログラムには知的財産権の侵害を最小化するための6つの目的が設定され

ている。それらは、工業所有権、著作権、及び他の関連した権利などの知的財産権への人々の認識を深めること、侵害に対して厳格な対応をとること、知的財産権保護の能力を高めるためのトレーニングコースの設置を含む。

プログラムはまた、情報の交換、知的財産権の法制の整備改良、知的財産権の管理運用の充実も目指している。

上述の目的を達成するため、文化情報省、科学技術省、農業僻地振興省は、まず発明、実用新案、工業デザイン、商標、文芸、美術作品、種苗の登録の枠組み作りを完成させることに重点を置くと、文化情報省のトラン・チエン・タン（Tran Chien Thang）副大臣は述べた。

インド

2006年1月のニュース

1. 特許出願、より低コストに、より簡単に
2. 地理的表示登録と繊維産業
3. サウジアラビアとの投資の草案承諾
4. 手工芸品の知的財産
5. 製薬会社、知的財産時代に賢く特許取得へ

1. 特許出願、より低コストに、より簡単に

(マンダ・ビジネス・ブリーフィング、2006年1月9日付、
プレス・トラスト・オブ・インディア・リミティッド、2006年1月10日付)

インド政府はやっと規則 (Rules) を改正し、特許出願の手数料値上げを元に戻した。規則の改正は発表されたが、官報に掲載されてから、始めて実行に移される。10件以上の出願の手数料(1件につき、約18米ドル)と、30ページ以上の明細書に科せられる追加料金により、全体の出願料を押し上げ、多くの出願人にインドでの特許出願の方針を再考させていた。最新の改正によって、政府が出願件数と明細書の規定枚数以上に科する特別料金を廃止することになり、特許出願はより低コストになる。

これに加え、規則の改正によるもう1つの大きな変化は、出願から特許付与までの時間的流れである。改正案では外国出願人からの意見書(statements)及び引受書(undertakings)の提出期限は、3ヶ月から6ヶ月に延長された。

これは、特許審査機関からの要請に応じるには時間が足りないと感じる多くの外国出願人にとって、大きな救済となる。出願に対する審査請求期間も6ヶ月から9ヶ月に延長された。

2. 地理的表示登録と繊維産業

(マンダ・ビジネス・ブリーフィング、2006年1月9日付)

「ポチャムパリー・イカット」('Pochampally Ikat')の地理的表示登録の成功により、インド政府、より正確には、繊維組合省(Union Textile Ministry)は、アンドラ・プラデシュ繊維開発委員会(Andhra Pradesh Textiles Development Committee)(APTDC)が、この制度下で登録可能なすべての手織り産品を把握す

るよう動き出した。

APTDCは、このような製品の所在を確認するための全国的な調査の実施という任務を与えられるであろう。WTO体制の中で繊維産業をグローバル化していくための準備が、繊維委員会によって進められている。

2005年に地理的表示登録の申請をした（現在審査中の）案件には、有名なカンチープラム（Kancheepuram）シルクのサリー及びrumal（ハンカチ）、同じように有名なウッタル・プラデシュ（Uttar Pradesh）のバナラシ（Banarasi）シルクのサリーが含まれる。マイソール（Mysore）シルクのサリー、既成品、ネクタイ、糸が既に地理的表示の保護を受けている。

3. サウジアラビアとの投資の草案承諾

（ザ・ヒンズー、2006年1月13日付）

政府はサウジアラビアとの間で投資を推進し保護するという協定にサインすることを承諾した。この決定は、本年の共和国記念日（Republic Day）の式典に主賓として招かれたサウジのアブドゥラー国王の訪問に先立ってなされた。

相互投資推進及び保護協定（The Bilateral Investment Promotion and Protection Agreement）は昨年9月当地で両国の話し合いがもたれた際、最終的に決定したと、情報放送大臣（Information and Broadcasting Minister）プリヤランジャン・ダスマンシー（Priyaranjan Dasmunsi）氏は内閣の閣議の後、記者に語った。

協定の条項では、「投資」は「投資がなされる国の法規に基づき、知的財産権を含むすべての種類の資産」と定義されていると述べた。

4. 手工芸品の知的財産

（プレス・トラスト・オブ・インディア・リミティッド、2006年1月14日付）

アルナーチャル・プラデシュ（Arunachal Pradesh）のタウン（Tawang）のモンパ（Monpa）バッグ、カーペット、木彫り製品は、コラプリー・チャパル（Kolahpuri chappal）やバルチャリ（Baluchari）サリー、その他の手工芸品とともに、知的財産権の地理的表示により、無秩序な複製から保護されるためのリストに挙げられている。

コルカタ（Kolkata）の国立ファッション技術協会（The National Institution of Fashion Technology）は、繊維組合省と共同してアルナーチャルの西部及び東部カメン（West and East Kameng）地区の120人の工芸職人の意識を高めるためのプログラムを企画し、このプロジェクトの第一段階として、ボムディラ（Bomdilla）で2月6日から開催した。

このプログラムは、存在が認められた手工芸を保護するため、製作工程の記録を作成するのを助けるだろうと、プロジェクト・コーディネーターのアマンディープ・シン (Amandeep Singh Grover) 氏は述べた。

この地域の人々によって生産される活力あふれる手工芸品と手織物は、地理的にインド国内の特定の地域と結びついている。これらの作品は特徴的な職人の技を持ち、それが作品にユニークさを与え、地理的保護法 (Geographical Protection Act) の対象となりうると、もう一人のコーディネーター、ディビュエンドウ・ドゥッタ (Dibyendu Dutta) 氏は述べた。

「我々はアルナーチャル・プラデシュの部族の友人に自分たちの権利に気づかせ、いかに文化的遺産を守るかを分からせねばならない。もし、国の手工芸品が地理的保護法で保護されるなら、人々はこれらの作品の生産で自分たちの権利を持つことになる。

これにより、作品の不正コピーを防ぐことができ、生産者たちに経済的なゆとりを与えるだろうし、国内の伝統工芸師により注目が向けられるだろう。」と彼は語る。NIFTはこれらの作品の地理的表示のためにロゴをつくるだろうと、彼は言った。

5. 製薬会社、知的財産時代に賢く特許取得へ

(エコノミック・タイムス、2006年1月20日付)

ここ数年、国内外の市場で特許や知的財産権(IPR)が製薬業界の中心舞台に登場するにつれ、製薬会社では社内に法律の担当者を置くようになってきた。

一方、国内の製薬会社は社内の法務部を拡充し、他の多くの会社ではリサーチ及び法務担当チームに特許法の研修の場を確保している。例えば、ムンバイを拠点とするグレンマーク製薬会社 (Glenmark Pharmaceuticals) では、昨年、国内市場、国際市場で経験を持つ知的財産の専門家を社内に呼び、法務チームを一段と強化した。

「スタッフの人数の増加は、国内及び国際的に、地球規模で知的財産の必要性が高まっていることを示す」とグレンマーク製薬会社の担当者は述べた。各種機関や大学では特許法のコースを設け、知的財産権の需要は増大していると見られる。ナルサル法科大学 (Nalsar Law University) の知的財産法の教授であるヴィーシー・ヴィヴェカナンダン氏によれば、このようなコースの需要は過去4年間毎年ほぼ50%づつ伸びているとのことだ。

ナルサル大学に在籍している学生の90%近くは製薬業界から来ている。幾つかのコースでは、学生に米国やヨーロッパの特許法のような、諸外国の法律への解釈も提供している。

パキスタン

2006年1月ニュース

1. IPのコーディネーション委員会が2つの地域事務所を開設
2. 商標の侵害により年間100億ルピーの損害
3. 知事が知的財産政策を活性化させるよう指示
4. 米国がパキスタンの著作権侵害に対する制裁への不安を払拭
5. パキスタンの知的財産権

1. IPのコーディネーション委員会が2つの地域事務所を開設

(ネーション・ニューズペーパー、タイランド、2006年1月7日付、
フロンティア・スター、2006年1月7日付)

知的財産コーディネーション委員会は、大都市での知的財産権についての認識度を高めるため、カラチとラホールに地域事務所を設立することを決めた。知的財産コーディネーション委員会の2回目の会議がイスラマバードのIPO本部で開催された。パキスタンIPOの代表、法、正義、人権省、PEMRA、パキスタン税関、税関検査局長官、連邦検察庁、イスラマバード警察が会議に参加した。

コーディネーション委員会は、国内のIPへの認識度を高めるためにコーディネートされた、一般への周知プログラム(Public Outreach Program)を進める必要性を強調した。知的財産権の所有者の要求をまとめ上げるキャパシティーも認識され、この必要性を満たすための方法と手段も議論された。まず最初に、カラチとラホールに、これらの主要都市での知的財産への認識度を高めるための地域コーディネーション委員会を設置することを決定し、コーディネーション委員会の次の月例会議をイスラマバードのPEMRA本部で開催することも決定した。

2. 商標の侵害により年間100億ルピーの損害

(ビジネスレコーダー、2006年1月19日付)

野放図な偽造と商標侵害により、政府は歳入で約100億ルピーの損害をこうむっていると、新規に発行された反偽造・侵害フォーラム(ACIF)のニュースレ

ターのレポートは伝えている。

同ニュースレターはまた、国内総生産(GDP)の最大の貢献者の1つであり、2004年には410億ルピーを売り上げた国のタバコ産業が、現在、「システムティックで技術的に進歩した偽造」という深刻な脅威に直面しているという驚くべき事実を公表している。

国内の総タバコ消費量718億本のうち、564億本は合法的な生産者によるものであるが、残りの154億本は非合法の生産者により提供されていた。国際反偽造連合の報告を引用して、パキстанは、偽造及び知的財産権侵害商品が国の二重経済状態を引き起こしている27カ国の1国であると、同ニュースレターは伝えている。

ニュースレターはまた、欧州連合が、インドやタイと同様に、パキстанとも、年間50億ユーロの損害を与えている「偽造品の侵入と戦う」ため、協定を結びたいという強い意向を持っていると伝えている。

パキстанの最大の貿易相手国であり、主要なFDI(海外直接投資)の提供国であるアメリカは、「知的財産権侵害の恐ろしい状況」に対して再三指摘しているとニュースレターは述べている。付け加えて、米国通商代表部(USTR)はパキстанを「優先監視国リスト」("Priority Watch List")に入れた。「このレポートのため、国際知的財産アライアンス(International Intellectual Property Alliance)(IIPA)はUSTRを呼び、パキстанに与えられているG S P待遇を一時的に停止するよう求めた。」と報告している。

ACIFは、「知的財産権の偽造、侵害の脅威を払拭する」ために協力しているビジネス団体の非営利の連合である。知的財産権の侵害の重大性は「プレッジ」("Pledge")に掲載されたイブラル・ウル・ハック(Ibrar-ul-Haq)のインタビュー記事からも読み取れる。その中でこの有名な歌手は、彼の5枚のヒットアルバムの海賊版により15億ルピーの損害を受けたと訴えている。

3. 知事が知的財産政策を活性化させるよう指示

(パキстан・プレス・インターナショナル・インフォメーション・サービス、
2006年1月21日付)

Sindhの県知事イシュラット・ウル・イバッド・カン博士(Dr Ishrat ul Ibad Khan)は、関係機関に知的財産権に関してモデル県となるよう働きかけることを命じた。このようにすれば県内の著名なアーティスト、詩人、作家、歌手の利益が保護されると知事は述べた。

イバッド博士は、1月18日に外国の商工会議所の代表団が知事公邸で知事への表敬訪問をした折にこれらの命令を出した。知事は関係機関に知的財産権の戦略を用意し、その正しい運用のために優先順位をつけ、適切なステップを踏む

よう指示した。知的財産権を安全に保護する事は、IT業界に大きな進歩をもたらすだろうとイバッド博士は付け加えた。

4. 米国がパキスタンの著作権侵害に対する制裁への不安を払拭 (アジェンス・フウランス・プレス、2006年1月24日付)

米国政府は、パキスタンが著作権の侵害に対して一層の厳しい取締り策をとった結果、貿易の特恵待遇からはずされるのではないかという同国の不安を払拭した。米国通商代表部のロブ・ポートマン (Rob Portman) 氏は米国の産業界から出された、パキスタンの知的財産権の侵害、特に偽造CDやDVDに対して罰を加えて欲しいという請願を却下した。

この請願は、米国に本拠を置く国際知的財産連合 (International Intellectual Property Alliance) によって2001年に提出されたもので、パキスタンを米国の非関税・一般特恵制度(GSP)の対象国から除外することを求めたものだ。しかしポートマン氏は「アメリカはパキスタンが行っている光ディスク対策の近年の進歩に満足している」と述べた。

パキスタン政府は昨年4月、海賊版ディスクを没収処分し、偽造品の工場を閉鎖し、責任者を逮捕するという一連の対策をとったと、米国通商代表団の団長は述べた。

「これらの積極的な取り組みを評価して、米国はパキスタンでの知的財産権の保護と執行に絡んでGSP待遇の再考という請願を却下した」と彼は述べた。

GSP制度の下で米国は発展途上国からの数々の産品に関税フリーの待遇を与えている。2004年にはパキスタンはこの制度の恩恵を受け、9,400万ドルを輸出している。

ポートマン氏の発表は、パキスタンのシャウカット・アジズ首相のワシントン訪問と時を同じくしていた。首相は月曜日、米国商工会議所に対して模倣品の取締りに厳重に対処していると述べていた。

「知的財産権の使用を管理、コントロール、統制するための効果的で透明な体制がない限り、我々はIT (情報技術) や他のいかなるビジネスでも真剣な事業者にはなれない。なぜなら、特許は守られるべきものだから」と彼は述べた。

アジズ首相は、パキスタンが著作権を執行するため、官民を上げての参加による知的財産組織を設置したと述べた。「特許や知的財産権に関しては、真剣さを示すため断固たる行動をとる」と、首相は宣誓した。

ポートマン氏は付け加えて、「我々はパキスタンと共同して、執行行為の継続と知的財産環境を強固なものにするためのさらなるステップがとられるよう希望する」と述べた。

5. パキスタンの知的財産権

(ビジネスレコーダー、2006年1月25日付)

一般にTRIPsとして世界中で知られている知的財産権の貿易関連側面に関する協定(Trade Related Aspects of Intellectual Property Rights)は、世界貿易機関(WTO)の重要な協定である。パキスタンはこの世界規模の団体の設立メンバー国の1つである。この協定を履行し、知的財産権を保護する事は義務である。しかし、当地で、この協定に対する認識度は非常に低い。

知的財産を尊重するという風潮はほとんど目にしない。国中で野放図な侵害が見られる。WTOの協定は150の参加国すべてを拘束するものである。メンバー国は自国の経済の中で知的財産を保護するためのエンフォースメントを求められている。特に近年において多少の努力は認められるが、この点に関しての法のエンフォースメントはパキスタンでは非常に弱い。

パキスタン知的財産機関(IPO)は存在するが、期待する結果はまだ見えない。事実は、パキスタンは知的財産権の侵害が投資家に非常に害を及ぼしている国として見られているということだ。このイメージを早急に払拭する必要がある。関係する政府機関は直ちに効果的対策を打つ必要がある。

サウジアラビア

2006年1月ニュース

1. サウジアラビアとの投資の草案承諾

(ザ・ヒンズー、2006年1月13日付)

(インド) 政府はサウジアラビアとの間で投資を推進し保護するという協定にサインすることを承諾した。この決定は、本年の共和国記念日 (Republic Day) の式典に主賓として招かれたサウジのアブドゥラー国王の訪問に先立ってなされた。

相互投資推進及び保護協定 (The Bilateral Investment Promotion and Protection Agreement) は昨年9月当地で両国の話合いがもたれた際、最終的に決定したと、情報放送大臣 (Information and Broadcasting Minister) プリヤランジャン・ダスマンシー (Priyaranjan Dasmunsi) 氏は内閣の閣議の後、記者に語った。

協定の条項では、「投資」は「投資がなされる国の法規に基づき、知的財産権を含むすべての種類の資産」と定義されていると述べた。

2. サウジアラビア、より強硬な著作権侵害対策を誓う

(ロイターニュース、2006年1月26日付)

世界貿易機関 (WTO) の最も新しいメンバーであるサウジアラビアは、広く行われている著作権侵害への対策として、知的財産権の侵害者を刑務所に入れることを宣言したと、米国の情報筋は語った。

サウジアラビアは模倣品の手入れを行ったが、WTOの協定、知的財産権の貿易関連側面に関する協定 (TRIPs) に追いつくためには、まだまだやらねばならないことがあると、国際知的財産アライアンス (IIPA) の会長のエリック・スミス氏は語った。彼は、模倣品は地元の販売高の50%を占めると語った。

スミス氏は記者団に、サウジの情報文化省は訪問中の代表団に、人口2,400万人の同国では、違反者を罰金だけではなく投獄させると誓ったと伝えた。

昨年の後半の手入れでは、東部のダンマン市でCDとDVDの海賊版228万枚が押収され、他の手入れでは両方合わせて60万枚が没収されたが、これらは問題の深刻さを示していると、スミス氏は言う。違反者に科せられる最高5万リアル (13,330米ドル) の罰金は抑止力にはなっていないとスミス氏は語る。

IIPAでは、サウジアラビアでの海賊行為による貿易損失は2004年で1億3,400

万米ドル、2003年で1億9,000万米ドル、2002年は6,300万米ドルと見ている。これらは娯楽及びビジネスのソフトウェア、書籍、動画、音楽レコードを含む。

サウジ当局は、流通業者や生産者が海賊行為事件の情報を得て、侵害者に対する判決が軽すぎると判断する場合は、裁判所に対して上告することができる
と約束した。

クウェート

2006年1月ニュース

ソフトウェアの著作権侵害率を減少させるための新しいステップ (クウェート・タイムズ、2006年1月3日付)

クウェートの情報省は国内のソフトウェアの著作権侵害率を減少させるための努力を強化し、知的財産権の保護を確実にするため、安全で合法的なデジタルワールドを推進させるための組織であるビジネス・ソフトウェア・アライアンス (BSA) との連携を強化した。

反海賊行為への機運をより醸成させるための決意の一環として、情報省とBSAは国内でのIPRと著作権法の厳格なエンフォースメントのため、密接に協力し合うこととなり、不正ソフトの取引の監視体制を組むことになった。

加えて、両者は、ソフトウェアの海賊行為の危機の中で、社会のより多くの層を教育するため、認識度を深めるキャンペーンを拡大する。「クウェートが真の可能性を発揮するため、ソフトウェアの海賊行為に対する脅威には効果的に対抗しなければならない」と、クウェート情報省の新聞出版担当の副次官のイブラヒム・アデル・メセン・アイ・ノ (Ibrahim Abdel Mehzen Al-Nouh) 氏は述べた。

「新規のPCユーザーの増加とITソリューションの広範囲にわたる利用の中で、著作権侵害行為の率を減らすのは相当なチャレンジである。情報省がBSAのような、著作権保護のために設けられた組織と協力する必要があったのはこのためだ。」と中東BSAのジャワード・アル・レドハ (Jawad Al-Redha) 議長は語った。「BSAは、クウェートの著作権侵害率を引き落とすことにコミットした。我々は知的財産法がこの国で強力に執行され続けていることを確信するために、情報省と密接な関係を保ちつつ仕事をする。同時に、認識度をさらに高めるためのキャンペーン、特に社会の特定の層をターゲットとした教育的プログラムを企画する。ソフトウェアの侵害行為により、どの程度の害がもたらされるかは人々に十分理解されていない。我々の一般の意識を高めるためのキャンペーンにより、ソフトウェアの侵害行為が個人、組織、同様に国の経済に及ぼす不利益を強調していく」と、アル・レドハ氏は付け加えた。

アイーノ氏は、「ソフトウェアの侵害行為の減少は、他国へ積極的なメッセージを送ることになる。それにより他国はクウェートに大きなIT投資を持ち込む。これが結果的に雇用機会の増大と税収入をもたらすだろう。」と述べ

た。

国際データ・コーポレーション(IDC)作成の、2005年のエコノミック・インパクト・スタディによれば、クウェートは著作権侵害率を現在の68%から10%減らすことにより、IT産業の規模を倍増させ、8億3,000万米ドルまで拡大させることができるとのことだ。著作権侵害率の10%の減により国内のIT産業の収入を2億1,900万米ドルふやすことができる。

ビジネス・ソフトウェア・アライアンスは安全で合法的なデジタル世界を推進するための最先端の組織である。BSAの声は、政府や国際市場より前に、世界の商業ベースでのソフトウェア産業及びパートナーであるハードウェア産業の人々の声である。

BSAは政府や消費者に、ソフトウェアが如何に経済、労働者の生産性、世界の進歩を推進させるか、またその更なる発展が、ソフトウェアの著作権侵害及びインターネット盗作との戦いを如何に成功裏に進めるかにかかっていることをわからせてくれる。BSAのプログラムは、著作権の保護、サイバーセキュリティ、貿易及び電子商取引を推進するような教育及び政策主導により技術革新を醸成する。